

# 調査と情報

2004. 5

## 巻頭言

---

農協「営農指導事業」の改革の方向…………… 1

## 寄稿

---

卸売市場の将来像…………… 2

## 調査研究

---

タイの農林水産業の概況とFTA交渉の展望…………… 4

荒茶の産地市場の機能変化と流通の課題  
—特定実需者向取引の進展と産地の対応—……………10

## 研究の視点

---

田園将（まさ）にあれなんとす……………17

## 現地ルポルタージュ

---

綾の照葉樹林……………18

## ぶっくレビュー

---

『本音主義—農家が語る農業界への直言、苦言』……………20

## 統計の眼

---

野菜を巡る動向……………21

## 農協「営農指導事業」の改革の方向

昨年10月のJA全国大会で経済事業改革が決議され、現在改革の努力が続けられているが、経済事業とともに営農指導事業の改革も重要な課題になっている。

農協は農家（農業者）を（正）組合員とし、その組合員の意思にもとづいて組合員の生活、営農を支援するために事業を行ってきた。これは現在でも変わっていない農協の組織原理であり、営農指導事業は、組合員農家に対して農業技術の指導、新規作物の導入、農産物販売の支援、農業経営改善のアドバイス等を行うことにより農家経済の向上を支援するものである。戦後の農協は営農指導事業によって産地形成や農業生産の増大・安定化、品質向上に努め、農政活動や生産部会を通じた相互交流によって日本農業の発展に多大な貢献をしてきたと言うことができよう。

しかし、農業を取り巻く環境変化のなかで営農指導事業のあり方も再検討が必要な時期に来ている。環境変化としてまず重要なのは農家戸数の減少である。戦後の農協発足時に600万戸あった農家は、現在は半分の300万戸になっている。農家戸数はさらに減少する見込みであり、私は遠からず農家戸数は200万戸を割ると考えている。

また、農家の階層分化も進行している。戦後の農地改革によって全国の農家は1ha程度のほぼ均質な農家になったが、その後、畜産や園芸部門の発展、農業機械化によって一部の農家は経営規模を拡大してきた。2000年農業センサスによると、農家戸数312万戸のうち販売農家は234万戸であるが、農産物販売額が100万円以上の農家は96万戸であり、1000万円以上は15万戸に過ぎない。稲作についても構造変化は進行しており、戸数で6%に過ぎない作付面積2ha以上の農家が米の販売量では4割を占めている。もはや組合員農家を全て等質のものとして考えることはできなくなっており、農協はこうした変化を見据えて営農指導事業の再編・改革を行う必要がある。もちろん自給的農家、兼業農家、零細経営を切り捨てるということではなく、農協は農家のセグメント（分類）を行なって農家の特性に応じた対応をしていくべきであろう。

また、農協の他部門との連携、農業改良普及組織との連携も重要な課題である。農協はその総合性を生かして農業経営を総合的にサポートすることが可能である。宮崎県では農協が農家の経営情報をデータベース化し経営指導、税務相談に活用する仕組みを作っているが、これはラボバンクの持っている農業経営情報を政府の研究機関が収集し経営分析に使っているオランダの事例を思い起こさせる。また、農業改良普及組織の活用については、農業団体と農業改良普及組織が一体化しているデンマークの事例が参考になるであろう。

農家には農業経営に関する相談相手が必要であり、金融ニーズもある。こうした農家のニーズに応じていくことは農協の信頼強化につながり、十分なサービスが得られれば農家はそれに対して対価を払ってもいいと考えるであろう。農家戸数が減ることが見込まれ農協組織そのもののあり方を問わなければならない時期に来てはいるものの、農協にとっての強みである農業を他の業者に蚕食されないためにも、農協は農家のニーズに応える体制を早急に再構築する必要があるであろう。

（基礎研究部 主任研究員 清水徹朗）

## 卸売市場の将来像

東京農業大学 国際食料情報学部 教授

藤島 廣二



現在、卸売市場法の改正案が国会で審議されている。参議院での審議は既に終了し、同改正案は4月9日に通過したが、衆議院を通過するのが5月後半か6月初めごろと予想されており、いずれにしても審議はまだしばらくの間続くことになっている。

小稿では、このように審議中であることを考慮して、同改正案に対する直接的な批評は差し控え、筆者がこれまで様々な場で提案してきた10年後・20年後の卸売市場のあり方について、その中から一つだけを取り上げ、幾分か詳しく述べることにしたい。と言うのは、同改正案のあり方を討議したとされる「食品流通の効率化等に関する研究会」において、卸売市場の今後のあり方(将来像、ビジョン)あるいは卸売市場法改正の大義について十分に議論したとはとうてい考えられないからである(2003年6月10日付「農業協同組合新聞」に掲載された同「研究会」高橋座長と筆者との対談において、高橋座長は卸売市場のビジョンは規制緩和に反するとの理由から、その必要性を否定された)。

さて、卸売市場の今後のあり方を考えるに当たって今日最も重視すべきは、社会全般の消費生活(以下では消費生活の中でも特に食生活の面に注目する)の豊かさの増進に寄与するか否かであろう。ここでの「豊かさの増進」とは「おいしいものを、食べたいものを、

より多く食べることができるようになること」であるが、「食べたいもの」はもちろんのこと、「おいしいもの」もすべての人々にとって同じもの(同一種類で同一品質の食べ物)ではない。したがって、「豊かさの増進」をよりの確に表現すれば、「各人がおいしいと思うものを、食べたいと思うものを、より多く食べることができるようになること」、すなわち「各人が選択できる食べ物(食品)の種類を増やし(同じ種類の食べ物であれば品質面の多様化を進め)、かつまた同じ種類の食べ物でも品質差等に応じて価格を変えること等によって、いわば『消費者(購入者)が選択できる幅』を拡大するとともに、それぞれの消費に必要な数量を確保できるようにすることである」と言えよう。

この「豊かさ」を増進する上で、卸売市場が果たすべき役割は多いと考えられるが、最も重要なことは、流通を一段と効率化し、生産者から消費者に渡るまでのコストを極力削減することであろう。なぜなら、これによって流通業者は従来と同じコストで従来よりも遠い産地の生産物(青果物等の食べ物)を供給でき、また従来と同じ産地の同じ生産物であれば従来よりも低いコストで、すなわち従来よりも低い価格で提供することができるようになり、その結果、消費者は同額の支出で食べ物を選択できる幅が拡大し、欲する食べ

物の入手量を増やすことが容易になるからである。

こうした役割をより十全に果たすために、卸売市場は今後、機能の高度化をこれまで以上に進めなければならないが、その際、最も重視すべきは大量一括荷受を推進することであろう。大量一括荷受けの推進とは、例えば現在の多くの卸売市場で見られる10トン車での荷受を、20トン以上のトレーラーでの荷受に変えることである。もちろん、そのためには大量の荷をスムーズに積み降ろしするための施設と訓練された人の配置とが必要であるが、そうした変更によって輸送コストを大幅に引き下げることが可能となるのである。実際、トレーラー輸送を行っている佐賀県産タマネギの場合、同県から東京までの1kg当たり運賃は10トン車での輸送に比べると半分になるとのことである。しかも、大量輸送の実現は輸送コストの削減だけでなく、生産規模の拡大による生産コストの削減にも寄与するものと言える。

上述のような機能の高度化は、当然、現在開設しているすべての卸売市場において実現しなければならないものではない。現在の中央卸売市場数を大幅に下回る数の卸売市場において実現すれば十分であろう。ただし、そのことは卸売市場の統廃合によって高度の機能を有するごく少数の卸売市場だけを開設すれば、それで十分と言うことではない。もしも、ごく少数の大規模卸売市場だけになってしまうならば、大量出荷が困難な小規模生産者あるいは小規模産地の場合、卸売市場向け出荷を取り止め、そうした生産者・産地からの多様な生産物の供給が不可能になる一方、大量仕入れができない小規模小売店の存続も

危うくなるなど、消費者が食べ物や購入先店舗を選択する幅は逆に狭める可能性が強まってしまうと考えられる。すなわち、大量一括荷受と言う機能の高度化を推進する場合、その機能を体現する卸売市場は少数の大規模卸売市場でよいものの、そうした卸売市場とともに、小規模産地や小規模小売店等にも対応できる比較的多数の小規模卸売市場も存続することが重要なのである。

しかも、かかる大規模卸売市場と小規模卸売市場とは決して対立するものではなく、相互に補完し合う関係が成り立つとみられる。と言うのは、大規模卸売市場の場合、大量一括荷受を推進するために、単品または少数品目での大量仕入れを望む加工業者等に直接に販売すると同時に、小規模卸売市場へも分荷・供給を行わなければならないし、小規模卸売市場の場合は小規模小売店等の仕入れにより十全に対応できる豊富な品揃えを実現するために、小規模産地や小規模生産者から荷を受けるだけでなく、大規模卸売市場の分荷にも依存せざるを得ないからである。もちろん、単に補完関係が成り立つと言うだけでなく、その関係を強化することこそ、卸売市場が食生活の豊かさの増進にますます寄与することにつながるものと言えよう。

以上のように、「豊かさの増進」の視点から卸売市場の今後のあり方を考察すると、少なくとも一つには大量一括荷受を推進しうる機能の高度化を進めるべきであり、もうひとつには上記の大規模卸売市場と小規模卸売市場の補完関係のような、機能分担による卸売市場間の連携を強化すべきであろう。

E-mail : hiro24@beige.ocn.ne.jp

## タイの農林水産業の概況とFTA交渉の展望

### 1 はじめに

WTO交渉が難航するなかで、近年、FTA交渉が活発化している。日本も2002年にシンガポールとの間で初めてFTAを締結し、04年3月には難航していたメキシコとのFTAも基本合意に達した。さらに、現在日本は、韓国、タイ、マレーシア、フィリピンとFTA交渉を行っており、東アジア地域の経済統合に向けた動きが進みつつある。本稿は、このうち対日農産物輸出が多く農産物を巡って交渉の難航が予想されるタイについて、その農林水産業の現状を概観し、今後のFTA交渉を展望してみたい。

### 2 タイの農林水産業

タイは、近年の経済成長の結果、経済に占める農林水産業の割合は低下し、2000年において、GDPに占める割合は10.4%（うち農業が4分の3、水産業が4分の1）、輸出に占める割合は22.3%（うち農産物が6割、水産物が4割）となっている。しかし、農業就業人口は就業人口全体の40%を占めており、タイにとって農業・水産業は依然として重要な部門である。

タイの農地面積は2,101万ha（99年）で日本の4.1倍であり、国土面積の40.9%を占めている（日本は13.1%）。農地の内訳は、稲作地50%、畑作地22%、樹園地20%、その他8%である。農家戸数は5,793千戸（03年）であり、1戸当たりの平均農地面積は3.7haで日本の2.5倍である。主な農産物は、米、天然ゴム、メイズ、キャッサバ、サトウキビ、熱帯果実、野菜であり、養鶏も盛んである。

農業所得の平均は26,882バーツ（99年）であり、これは現在の為替レート（1バーツ2.8円）で計算すると7万5千円程度に過ぎない。農家は農外所得（52,316バーツ）に多く依存しており、農家所得は79,198バーツ（22万2千円）であるが、これは日本の農家所得の35分の1程度に過ぎない。こうした低水準の農業所得がタイの低賃金労働を可能にしている（バンコクの最低賃金は1日160バーツ〔450円〕程度）。特に、灌漑普及率が低く米の収量の低い東北部の農業所得は低水準であり、東北部はバンコクや海外への出稼ぎの供給源となっている。

タイは水産業も盛んであり、2000年の漁業生産量は3,713千トン（日本の6割）で、90年に比べ33%増加している。このうち海面漁業が2,774千トン、沿岸養殖漁業（エビが中心）が467千トン、内水面漁業が472千トンである。タイの水産物は重要な輸出品目であり、特に、エビとカツオ・マグロ缶詰の輸出額が大きく、この2品目で水産物輸出額の8割以上を占めている。

タイは1960年代以降森林面積を急速に減少させたため（過去40年間で森林が半減）、森林資源に乏しく林業は盛んではない。国内の木材生産量は需要量の1%にも満たず、インドネシア、マレーシア等から大量に木材や製紙原料を輸入している。

### 3 タイの農林水産物貿易

タイは97年のバーツ下落以降は経常収支が黒字になっているものの、それまでは慢性的な経常赤字が続いていた。そのなかで農林水

産物は恒常的に輸出が輸入を上回っており、農林水産物の輸出は外貨獲得のため重要な役割を果たしてきた。01年の農林水産物輸出額は15,214百万ドルであり、主な輸出品目は、ゴム、エビ、米、カツオ・マグロ缶詰、木材製品、砂糖、パイナップル缶詰、鶏肉、キャッサバである。輸出先は日本、米国、EUの先進国で5割を占め、そのほか中国、マレーシア等の近隣アジア諸国に輸出している。

タイは農林水産物を輸出する一方で輸入もしており、01年の農林水産物輸入額は7,124百万ドルで、輸出額の約2分の1である。主な輸入品目は、製紙原料・紙、カツオ・マグロ、飼料、繊維植物、皮、木材、乳製品、牛肉であり、食品製造業の原料や飼料などタイ国内で不足している品目を輸入しており、また森林資源が乏しいため木材やチップなどを多く輸入している。

タイから日本への農林水産物の輸出額（加工品を含む）は3,736億円（02年）であり、タイの農林水産物輸出額全体の20%を占め、タイの対日輸出額全体に占める農林水産物の割合は28%である。タイにとって日本は最大の農林水産物輸出国であり、日本にとっては、タイは第5位の農林水産物輸入国である。タイから日本への主な輸出品目は、天然ゴム、鶏肉、エビ、イカ、ペットフード、砂糖、でんぷん、野菜であり、近年では鶏肉調製品、エビ調製品などの加工度の高い食品の輸出が増加している。一方、日本からタイに対する農林水産物輸出は139億円で、タイの対日農林水産物輸出額の4%に過ぎず、このうちカツオ・マグロが42%を占めている（02年）。

#### 4 主要品目の動向

##### (1) 米・米加工品

01年の米生産量は2,651万トン（粳、日本

の2.3倍）であり、タイは生産した米の約4割を輸出している。03年の輸出量は755万トン（精米）であり、タイは世界最大の米輸出国である（主な輸出先はアジア・アフリカ諸国）。タイの米の単収は世界の平均単収と比べて低い（日本の約4割）が、近年、単収は増加傾向にあり、01/02年を92/93年と比べると、単収が20.5%増加し、作付面積も9.6%増加したため、米の生産量は33.1%増加している。農家の7割は稲作を行っており、平均稲作付面積は2.4haである。また、生産量は東北部が37%、中央部が33%を占めている。

タイで栽培される米はほとんどすべて長粒種であり、そのうちうるち米が7割、もち米が3割である。また、東北部では香米を生産しており、輸出量の約3割が香米である。日本の品種が栽培できるのは比較的冷涼な北部（チェンマイ付近）などに限られており、タイにおける日本米の生産量は1万4,000トンで、栽培面積は3,200ha程度である（01年）。

01年における米（雨期作米）の農家価格は4.4バーツ/kg（粳、12.3円/kg）であり、精米（粳の66%）に換算すると6.6バーツ/kg（18.5円/kg）である。日本の米生産者価格は200円/kg程度であるため、タイの米生産者価格は日本の10～16分の1である。また、最近の調査によると、タイにおける米の消費者価格は、最低で11.8バーツ/kg（33円/kg）、高級な香米で29.6バーツ/kg（83円/kg）であり、日本の消費者価格（平均405円/kg）の5分の1以下である。なお、近年、米の国際価格が下落しているため、タイ政府は米の価格を維持するための政策を行っている。

タイの米加工品として重要なのは米粉と麺（バーミセリ）であり、また米粉を原料としてあられなども作られている。米粉の生産量は180千トン程度と推定されるが、そのうち

## 主要品目の現状

品目	日本の国内生産	日本の輸入量	タイからの輸入量	タイの生産量・輸出量	日本の国境措置
米	1,132万t(粳)、 949万t(玄米)、 238万戸	646千t(貿易統計)	143千t(貿易統計)	生産量2,651万t(粳)、 輸出量752万t(精米)	国家貿易…一次分は マークアップ、二次関 税は341円/kg
米加工品	米粉124千t、 米菓210千t	米粉106千t、 米菓6.5千t	米粉47千t、 米菓5.2千t	生産量…米粉180千t、 米菓7千t(推計)	米粉…関税割当(25%)、 二次関税54円/kg 米菓…29.8%
砂糖	840千t、原料生産40千 戸(北海道、沖縄・鹿 児島)	1,516千t(粗糖)	663千t(粗糖)	生産量6,132千t 輸出量3,335千t	粗糖…調整金(40.398 円/kg)、精製糖…関税 +調整金(103.1円/kg)
でんぷん	298千t、原料生産47千 戸(北海道、鹿児島)	175千t(タピオカでん ぷん等)、364千t(化 工でんぷん)	109千t(タピオカで んぷん)、219千t(化 工でんぷん)	でんぷん輸出863千t、 化工でんぷん輸出422 千t	関税割合(25円/kg) 二次関税117円/kg
鶏肉	1,196千t、2,986戸	702千t(冷凍・冷蔵556 千t、調製品193千t)	冷凍・冷蔵176千t、 調製品64千t	生産量1,081千t 輸出量…冷凍309千t、 調製品89千t	骨なし(分割)11.9% 骨付き8.5%
パイナップル	10千t、430戸(沖縄)	缶詰59千t、生鮮118千t、 冷凍1千t、ジュース 6千t	缶詰34千t、 ジュース2千t	パイナップル生産量 1,979千t、缶詰輸出 395千t	関税割合(無税) 二次関税33円/kg
野菜	13,555千t	3,073千t(食料需給表)、 2,708千t(貿易統計)	79千t	生産量2,598千t 輸出量386千t	3～15%(品目により 異なる)

(注)・データは原則として2001年であり、文中のデータと異なるものもある。

・統計の出所は、タイは農業統計、貿易統計等、日本は農水省統計、貿易統計等

5割を輸出しており、輸出量のうち約5割が日本向けである。麺(バーミセリ)の輸出量は40千トン程度であり、主な輸出国はマレーシア、香港、日本である。あられの生産量は7千トン程度と推計されており、このうち9割以上が輸出され、輸出量の7割が日本向けである。日本でも米粉を111千トン生産しているが、米粉の輸入量も100千トンあり、米粉調製品の輸入量のうちタイからの輸入が5割を占めている。また、日本の米菓生産量は214千トンであるが、7千トンを入力しており、このうちタイからの輸入が7割を占めている(02年)。

### (2) 砂糖

サトウキビの作付面積、生産量は東北部を中心に増加し、02/03年のサトウキビ生産量は10年前の2.1倍、20年前の3.1倍になっている。砂糖の生産量は6,545千トン(01/02年、粗糖換算)であり、タイは世界第5位の砂糖

生産国である。タイは生産した砂糖の約7割を輸出しており、01/02年の輸出量は4,413千トン(粗糖2,322千トン、精製糖2,091千トン)で、タイはブラジルに次いで世界第二の砂糖輸出国である。粗糖の輸出先はアジア地域で大部分を占め、日本の割合は18.6%である。一方、精製糖の輸出先はアジアの周辺国に加え中東諸国への輸出も多い。なお、タイでは、分糖法(82年制定)にもとづいて砂糖価格、サトウキビ価格の決定に政府が関与している。

日本の砂糖供給量のうち約3割は国産原料によるものであり、国産原料糖は、てん菜糖663千トン、甘しゃ糖169千トン、分みつ糖8千トン(計840千トン)である(01/02年)。てん菜の生産者は10.5千戸(北海道)、サトウキビの生産者は29.6千戸(沖縄・鹿児島)であり、いずれも地域の経済にとって重要な作物であるが、国内原料の生産コストは高いため政府が価格支持を行っている。日本は精

製糖の輸入に対して高い関税・調整金をかけているため精製糖の輸入はほとんどなく、粗糖で輸入し国内メーカーが精製している。粗糖の輸入先は豪州とタイで8割を占め、タイの割合は年により変動があるが3～4割である。日本は粗糖の輸入に際して調整金を徴収しており、国内対策の財源にしている。

### (3) タピオカでんぷん

タイは世界第3位のキャッサバ生産国であり、キャッサバをペレット（飼料）やでんぷん（タピオカでんぷん）に加工し、その9割以上を輸出している。キャッサバの生産量は60年代後半から80年代半ばにかけて急成長したが、その後、輸出需要の減少等によりほぼ横ばいで推移し、2000年のキャッサバの生産量は1,906万トンである。なお、キャッサバの生産量の5割強が東北部である。

タイのキャッサバは、かつては大部分がEU向けの飼料用ペレットとして輸出されていたが、EUが穀物生産量増大に伴って域内飼料自給政策を進めたためEU向け輸出は減少し、01年以降は中国向けのチップの輸出量が急増している。キャッサバの価格は需給状況を反映して価格変動が大きいため、政府は価格安定のため10年前より市場介入を行なっている。

日本のでんぷん需要量は301万トン（01年）であるが、そのうち約8割は米国からの輸入トウモロコシを原料とするコーンスターチによって供給されている。一方、国産原料（北海道のばれいしょ、鹿児島・宮崎のかんしょ）を使ったでんぷんも30万トンほどあり（ばれいしょでんぷん227千トン、かんしょでんぷん71千トン）、総需要量の1割を占めている。また、でんぷんの輸入も164千トンあり、そのうちタピオカでんぷんが115千トンで、その9割以上がタイからの輸入である。そのほ

か、日本はタイから化工でんぷんを204千トン輸入（02年）している。国産でんぷん原料はコストが高いため、その生産を維持するための価格制度を設けており、輸入でんぷんに関しては関税割当制度を設けている。なお、日本におけるでんぷんの最大の需要先は、主に飲料の甘味料として使用されている異性化糖（糖化製品）である（需要全体の62%を占める）。

### (4) 鶏肉

タイにおける鶏肉生産は70年代以降本格化し、日本向けの輸出を中心に大きく成長した。02年の鶏肉生産量は1,116千トンであり、85年に比べ倍増している。しかし、04年の鳥インフルエンザの発生で、タイの鶏肉産業は新たな試練に直面している。

02年における冷凍鶏肉の輸出量は330千トン、鶏肉調製品の輸出量は103千トンであり、タイは生産した鶏肉の4割近くを輸出に向けている。02年の冷凍鶏肉の輸出量は93年に比べ倍増しており、鶏肉調製品の輸出量はこの間に10倍になっている。輸出先は日本が最大であり、日本向けの割合は冷凍鶏肉で55.2%、鶏肉調製品で35.9%である。

日本の鶏肉消費量はわずかに増加傾向にあるが、国内生産量は減少しており（過去10年間で11.9%減少）、その一方で輸入が増加し、01年の輸入量は90年の2.4倍、85年の6.1倍になっている。その結果、鶏肉の自給率は85年には92%であったが、01年には64%に低下している。主な輸入先はタイ、中国、ブラジル、米国であり、タイからの輸入は中国、ブラジルとの競合によって96年まで低下したが、97年以降はパーツの下落により再び増加に転じている。タイからは鶏肉調製品の輸入が増加してきたが、中国からの輸入はタイ以上に増加し、02年では中国からの鶏肉調製品輸入量

はタイからの輸入量の2倍に達している。日本の鶏肉輸入に占めるタイの割合は冷凍鶏肉(冷蔵を含む)で33.7%、鶏肉調製品で33.2%である(02年)。

#### (5) パイナップル

タイでは多様な熱帯果実が生産されており、98年の果実生産量は1,024万トンである(日本の2.5倍)。果実の輸出量は639千トン(98年)であるが、そのうち半分近くがパイナップルである。タイのパイナップル生産量は173万トンで、タイは世界最大のパイナップル生産国である。また、タイは世界最大のパイナップル缶詰の輸出国でもあり、02年の缶詰輸出量は359千トンである。主な輸出先は米国、EU、日本など先進国であり、日本向けは25千トンで7.1%を占める。

日本のパイナップル消費量はそれほど多くはなく、年間の消費量は缶詰で60千トン程度、生果で120千トン程度である。そのほとんどを輸入に依存しているが、一部沖縄でパイナップルを生産している。日本は、かつて沖縄産のパイナップルを保護するため輸入割当制度を設けており、87年までは国内でのパイナップル缶詰生産量(輸入冷凍パインを原料としたものを含める)は缶詰輸入量を上回っており、国産原料の割合も3割程度あった。しかし、90年よりパイナップル缶詰の輸入を自由化したため沖縄のパイナップル生産は急減し、02年では国産原料によるパイナップル缶詰の生産量は自由化前の7分の1の水準になっている。現在も沖縄産のパイナップル生産を保護するための関税割当制度を設けているものの、生産量は減少している。

日本は、パイナップル缶詰輸入量(51千トン)の約半分、パイナップルジュース輸入量(6千トン)の約3割をタイから輸入している。ただし、生鮮パイナップルはほとんどフ

ィリピンからの輸入である。

#### (6) 野菜

タイでは多様な野菜が生産されており、北部のチェンマイ付近では日本向けの温帯野菜の生産が可能であるが、タイの野菜生産量は260万トン(01/02年)で日本の5分の1程度であり、生産量はそれほど多くはない。

01年におけるタイの野菜輸出量は386千トン(生産量の15%に相当)であるが、タイは野菜を輸出する一方で輸入もしており(01年で74千トン)、特に、中国との間で03年10月から野菜、果実の関税を撤廃したため(FTAアーリーハーベスト)、中国からの野菜輸入が増大している。

日本のタイからの野菜輸入量は、96年までは増加を続けたものの、中国との競合等から97年以降は減少傾向にあり、02年では79千トンで野菜輸入量全体の3.3%を占めるにすぎない。日本の野菜輸入量全体は02年で2,410千トンであり、93年に比べ61%増大しているが、これは主に中国からの野菜輸入が急増したためである。タイからの輸入が多いのはショウガであるが、それも中国との競合で近年減少し、また塩蔵きゅうりもベトナム、スリランカからの輸入増大に押される形でタイからの輸入は減少しており、タイからの輸入が増えているものは、アスパラガス、冷凍えだまめなど一部の品目に限られている。

### 5 日本とタイのFTA交渉の展望

タイは、現在、世界で最もFTAに積極的な国である。90年代にAFTAによってASEAN域内の貿易自由化が進められたが、タイは02年にバーレーンとFTAを合意(調印は03年)したのをはじめ、タクシン首相のリーダーシップのもと、中国、インド、豪州、米国、日本など世界の主要国と活発にFTA

交渉を行っている（中国、インド、豪州とは包括合意済み [中国はASEANとの合意]）。こうした情勢のなかで、日本はASEANにおける地位を維持・確保するためASEAN諸国とのFTA締結を進めようとしている。タイとの間では02年7月に作業部会を設置し（03年5月まで5回開催）、03年7～11月に民間団体（全中、日本看護協会、経団連）も入って産官学研究会（タクスフォース）を3回開催した。その後、03年12月に政府間交渉開始に合意し、これまで2回交渉が行われている。

FTAは経済統合のひとつの形態であり、相互に「実質的全て」（WTO第24条）の関税を撤廃するものである（注）。ただし、「実質的全て」の意味については様々な解釈があり、多くのFTAではセンシティブな農産物等を例外品目としている場合が多く、タイとのFTAでも例外品目をどうするかが一つの焦点である。タイの関税率は高く、投資規制も設けているのに対し、日本は一部の農産物を除いて関税率は低い（工業品の多くは無税）。そのため、タイ側にとってみれば、日本とのFTAで農水産物の関税撤廃・削減や労働力開放（看護師等）が得られなければ、タイ側が一方的に関税を削減・撤廃し投資規制を緩和するだけになってしまう。

タイは早期（04年中）の合意を目指しており、早期合意のためには農業分野（特に、米、砂糖、でんぷん、鶏肉）などのセンシティブな問題は後回しにしてよいという発言を大臣クラスの政治家が行っているが、これまでの2回の政府間交渉では、日本の産業界（それを代弁する経済産業省）が日本側の主張を強く行なう一方で、タイ側も日本の農産物市場のいっそうの開放を求める、というメキシコとのFTA交渉と同じ構図になってきている。しかし、日本は既にタイから大量の農水産物

を輸入しており、米、砂糖、でんぷん、鶏肉とも日本として譲歩できる余地は限られている。また、タイの国内にも現在の関税率で守られている産業、企業はあり、外資規制もタイの主権、企業の育成という観点から簡単には撤廃することはできないであろう。

したがって、もしFTAを早期に合意したいのであれば、両国にとってセンシティブな分野は例外にする必要がある。そのためには、日本（日本企業）はあまり自己の利益だけにこだわってはならず、タイの産業、企業を育成するという気持ちをもって交渉に臨み、タイに対してあまり強い要求はすべきではないだろう。またタイ側としても、日本側にとって受け入れがたい農産物の関税撤廃を強く要求すれば、合意は困難になるであろう。完成度の高い（例外の少ない）FTAは先進国と途上国の間では難しく、日本としてアジア地域の経済統合を進めていくという方針であるのならば、中長期視野にたって時間をかけて徐々に経済連携を進めていくべきである。

また、環境との関係も重要な課題である。NAFTA交渉において環境、労働の問題が市民グループ等から提起され補完協定が結ばれたが、アジア地域においても、単に経済成長のみを目的にするのではなく、環境保全、食品の安全性、貧困の解消などの広い観点からの検討が必要であろう。（清水徹朗）

（注）日本はアジア諸国とのFTAを、関税のみならず投資、サービス貿易、貿易ルールなど多くの分野を含んだ協定という意味で、包括的経済連携（CEP）、経済連携協定（EPA）と称している。

## 荒茶の産地市場の機能変化と流通の課題

—特定実需者向取引の進展と産地の対応—

### 要旨

荒茶の取引は、中小零細な加工業者・流通業者の実需を基本に、品質評価を重視する小口取引を中心とした流通が形成されてきた。しかし需要の変化に伴い、大手の特定実需者向取引が進展し、均一な品質や大量流通ニーズへの対応に迫られている。

これに伴い、生産から加工・流通の各段階で様々な構造改革が必要となっており、市場取引や斡旋取引などの取引形態も多様化している。産地においても茶業・流通センターの運営や地域一体型の茶業振興などの対応が進展してきている。

中小零細な加工・流通業者と大手の特定実需者のニーズは基本的に異なるものがあり、異質な要素が流通機構に混在している。このため価格対策や地方市場の活性化など国内産地や中小零細業者向施策の充実をはかると共に、特定実需者向供給は加工原材料対策を基本に進めるなど、総合的な加工・流通施策の構築が求められる。

### はじめに

緑茶は典型的な商品作物として、農産物としては特殊な位置付けにあり、茶葉の生産から荒茶の製造、仕上茶の再製加工、消費に至るまで複雑な流通機構を有している。特に加工・流通という視点からは、多面的で総合的な課題を内包している。

荒茶の流通においては、大手の仕上茶再製加工業者への集中が進展しており、一次製品である荒茶の購入先として特定実需者の位置付けが高まっている。こうした特定実需者向取引の増加は、産地における生産者や加工業者、流通業者の行動や取引形態に大きな影響を及ぼしている。

緑茶の生産、流通は、前近代的なものに見られてきたが、むしろ今日的課題を先取りしているともいえる。本稿では、荒茶取引における産地や流通業者の対応を概観し、総合的な加工・流通施策の必要性について考察をおこなったものである。

### 1 緑茶市場と荒茶取引の概要

#### (1) 緑茶市場の動向

茶葉を原料とする製品は、緑茶製品と茶系飲料に大きく類型化される。国産茶を原料とした緑茶製品は、伝統的に仕上茶、銘柄茶としての流通が主体であった。緑茶は嗜好品的要素が強く、かつては茶専門小売店経由の販売が主力であったが、現在では量販店販売が多くなっている。特に包装茶の登場により量販店ルートが定着し、専門小売店から量販店へのシフトが一層進展した。これに伴い、製造面では大量注文への対応や規格化商品を取り扱える大手の仕上茶再製加工業者のウエイトが増加している（注1）。

また、消費者の健康志向等を反映して、緑茶を原料とした様々な製品が開発されてきており、緑茶関連市場は拡大している。わけても、混合茶が先鞭となって、緑茶を原料とした茶系飲料市場が急速に拡大している。

(注1) 緑茶製品の大手企業は、伊藤園、ハラダ製茶、福寿園、宇治田原製茶、丸七製茶などで、販売集中度は上位10社で22.5%ほどとみられる(日刊経済通信社推計)。

## (2) 荒茶の取引主体

緑茶の取引は、原料である生葉を取引する「生葉取引」、一次製品である荒茶を取引する「荒茶取引」、二次加工品を売買する「仕上茶取引」に大別される。このうち市場による市況が形成されるのは「荒茶取引」である。

荒茶の取引形態としては、「持込み」「斡旋取引」「市場取引」といった取引形態がとられている。第1図は主産地である静岡県における加工・流通の概要である。荒茶取引の売り手は、総合農協、茶農協(注2)、荒茶共同工場、製茶業者、自園自製業者などである。荒茶の原料となる生葉は、茶葉の刈取り後急速に品質が劣化するため、荒茶工場は茶園近辺に立地している。

流通業者は売り手と買い手を仲介する斡旋商や仲買商、買い手としては仕上茶再製加工

業者や茶商である。産地には荒茶を買入れ、加工する仕上茶再製加工業者と仕上茶の保管、包装、卸売をおこなう産地問屋が存在していた。

また茶葉の集荷や荒茶販売についてはJAや連合会の役割も大きい。茶は古くからの商品作物であり、独特の商慣行も形成されてきたが、JA系統の連合会がベースとなって加工・販売事業をおこなうケースも多い。連合会の場合、茶業・流通センターなどの一次加工と貯蔵、流通を担う施設を運営している(注3)。

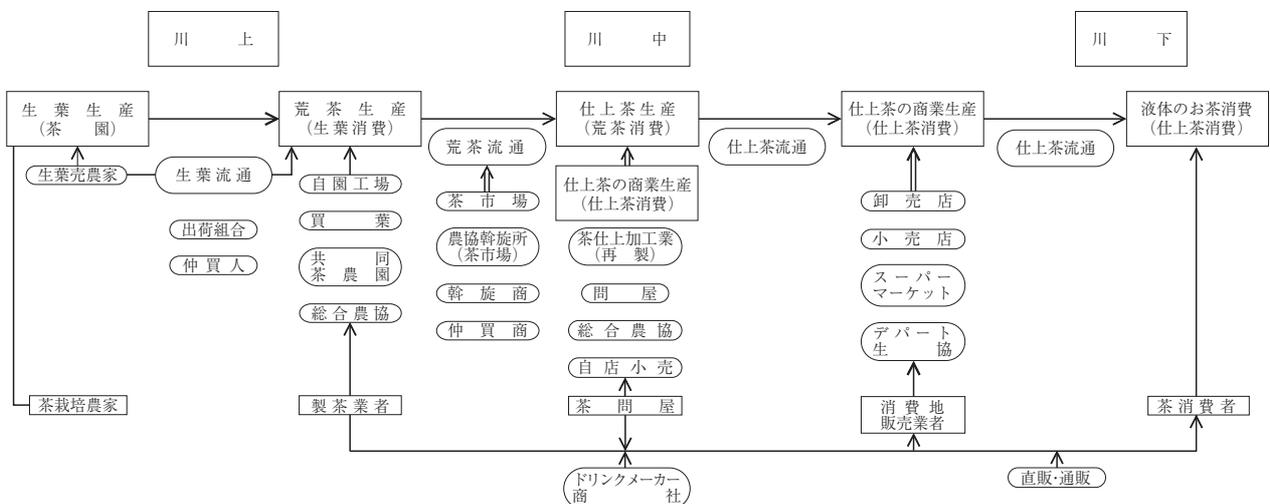
(注2) 生産農家の出資による農協法に基づく組合で、定款で定める業務内容に制限があり、茶の製造と販売およびそれに付随する業務をおこなっている。

(注3) 県単位の茶業・流通センターを運営しているのは、神奈川、山梨、岐阜、三重、奈良、山口、香川、高知、福岡、宮崎などである。

## 2 集散地における公設市場の取引

### (1) 公設市場における荒茶の取引形態

(第1図) 茶の生産・加工・流通の概要



(出典) 静岡茶市場「茶の生産・流通・消費の経路図」

静岡茶市場は、茶の流通における公設市場として、代金決済や取引の円滑化をはかることを目的として昭和31年に設立された。静岡県は産地問屋も集中しており、約400社に達する茶商工業者が立地している。県外産の取扱高も上昇しており、緑茶の集散市場としての機能も果たしている。

茶市場の場合、受託販売であり、委託者から茶の販売を受託し、買い手に販売する。買い手は、一定の資格要件の承認を受けた茶商工業者で、現在では200社余りが登録されている。売り手としては県内外を問わず参加することができ、静岡県をはじめとして鹿児島県など主産県の荒茶が上場される。

## (2) 取引の概要

茶市場での取引は、特殊な場合を除けば、相対または入札取引でおこなわれる。これは茶の取引において、品質が重視されること、荷口が極めて多いこと、現品の受渡し期限が短いなど、茶取引特有の要因により形成され

たものである。

取引に先立って、手合票や込売見本の作成、親値の決定など取引の準備がおこなわれる。取引される荒茶の見本が拝見台に並べられ、見本展示と買い手による下見がおこなわれる。取引開始とともに、売り手と買い手が、値押しという交渉をおこなう。値段、条件などが決まると手合の証として手打ちがおこなわれ取引が成立する。

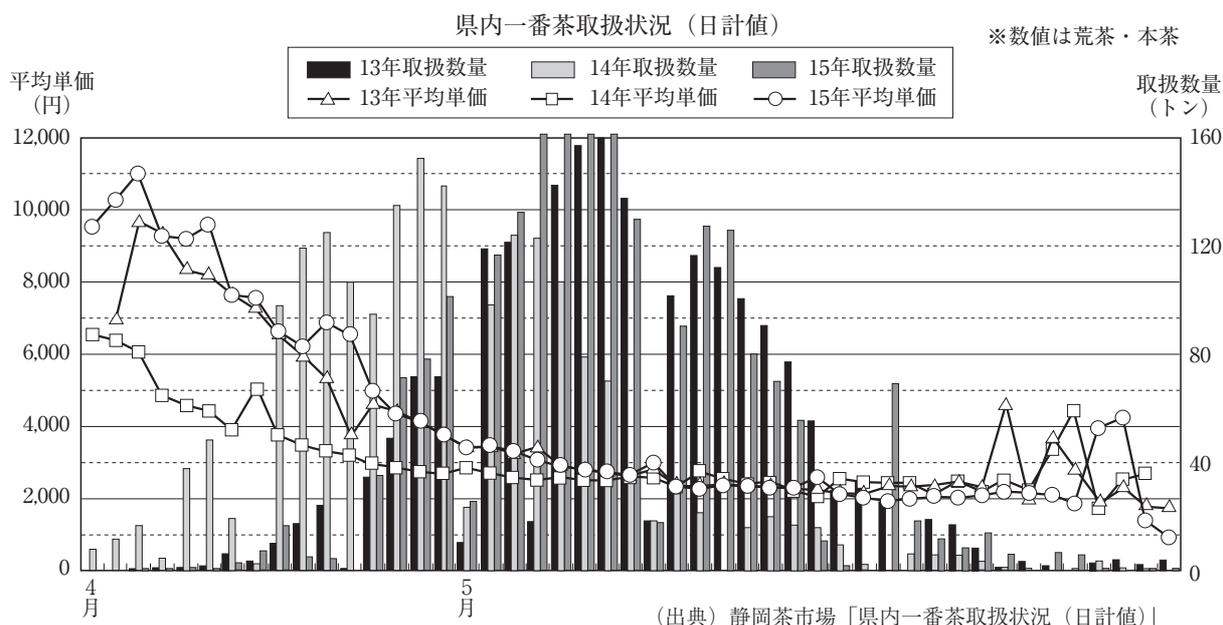
取引の手合データ（注4）は、コンピュータに入力され、荷渡通知書と荷渡確認書が発行される。現品は、運送会社等を通じ買い手の倉庫などに配送される。買い手は必要な検査、検品をおこない、確認書を市場に返戻し、受渡し完了となる。

（注4）手合データには、手合番号、茶種、売手コード、買手コード、容量・本数、総量、手合値、支払条件等が入力される。

## (3) 特定実需者の購買行動

茶系飲料大手のA社の場合、静岡茶市場に

（第2図）茶市場における価格と取扱数量の推移



買参権を取得し、実質的に相当な量を調達しているといわれる。しかし買参権を直接行使することはほとんどない。これは、大手企業が直接購買行動にでた場合、市況に及ぼす影響が大きいとみられている。

このため、大手企業の場合、仕入代行をおこなう業者を実質的に系列化し、間接的に市場取引に参加している。荒茶の相場は新茶のシーズンから右肩下がりになり、一番茶と二番茶以下の価格差も大きく、これを繰り返すが、価格が低位に押さえられる傾向がある(第2図)。このため、市場で形成される価格の指標性も低下している。

### 3 荒茶取引の多様化と産地の動向

#### (1) 生産段階における統合化

##### a 茶業振興センターを核とした一貫体系

静岡県の甲JA管内は、牧の原台地を中心として県内生産の5分の1を占める主産地である。同JAの特徴は、生産、集荷、加工・流通の拠点施設である、茶業振興センターを運営している点にある。

茶業振興センターは、研究所、生産指導センターのほか、茶の集出荷事務所、貯蔵施設となる冷蔵倉庫、緑茶の仕上加工施設などを有し、指導、生産、加工、販売の一貫した体制整備がなされている。管内には200を超える荒茶工場があり、茶(サ)ポートといって茶農協や農事組合法人、製茶業者の電算経理事務や法人決算指導までおこなうオンラインシステムも稼働している。

##### b 茶業振興の組織

同JAにおける茶業振興は、茶業振興協議会を核に進められており、各地区に茶業委員

会が設けられている。茶業委員会には、生葉部会、茶農協部会、製茶業部会、手揉み部会などがあり、茶業振興にかかる取組みをおこなっている。

管内には約4700の茶生産農家があるが、営農形態やどこの荒茶工場に出荷しているかにより類型化される。例えば生葉部会の場合、第2種兼業農家が多く、摘採した生葉の販売を主体にしている。茶の専作農家の場合、茶農協に所属している生産農家が多い。

また自園自製業者や製茶業者にもJAによる生産指導や経営指導がおこなわれている。

#### (2) 荒茶の販売における斡旋取引

##### a 荒茶の販売斡旋

同JAの管内は生産地域であり、静岡市や掛川市のような産地茶商の集散地でない。集落単位に茶農協の組織化が進み、共同製茶が管内全域でおこなわれていた。しかし地元には有力な産地茶商が少なく、JAを中心として、荒茶の集荷と販売斡旋がおこなわれてきた。

JAは斡旋人と斡旋委託契約を締結し、販売機能の強化に役立てた。販売先としては、JA管内のほか、近隣の産地問屋に及んでいる。

シーズンには集出荷施設を利用した斡旋がおこなわれ、朝4時には現物見本が並べられ、常時100人ほどの生産農家が詰めかける。集出荷施設には買い手である茶商は入らないが、指定斡旋人を仲介した電話斡旋がおこなわれる。斡旋は、買い手である茶商と売り手である生産農家間で合意が成立すれば取引が成立する。取引単位は30kgを単位としておこなわれる。茶は品質で評価される要素が強いため、斡旋人の信用と品質を見分ける技量が重要な役割を果たす。

## b 物流や取引管理の合理化

荒茶の取引価格は、早出しの一番茶が品質が優れ需要があるため、シーズンの開始日が最も高く、それ以降低下していく。斡旋取引においては、出荷日、荒茶工場単位の共同計算となっている。

斡旋が成立すると、各荒茶工場にある現物はJ Aの茶業振興センターに集荷され、そこで分荷され、各茶商向けに出荷される。荷口は、運送会社によるトラック輸送である。この間の取引情報、集出荷の指図書、送付書の作成等はセンターの茶（サ）ポートシステムを通じておこなわれ、取引管理情報の作成や決済、経理処理にも利用されている。

## 4 特定実需者との斡旋取引の進展

### (1) 安定的な実需

B社は、荒茶を買入れ、精製し、製品化する仕上茶再製加工業者で、自社ブランド製品のほかに全農や日生協のOEM製品なども製造している。リーフ茶製造においては業界トップ企業に匹敵する取扱量があり、静岡県を代表する再製加工業者である。

B社は、大正6年創業で、昭和29年から全農の前身である全購連との取引を始め、昭和45年には日生協との取引を開始している。零細企業の多い再製加工業にあって、年商200億円に達する業界大手企業である。牧の原台地の金谷町に再製加工工場を有し、ここで精製した荒茶を島田市の本社工場などで包装、製品化している。

### (2) 斡旋取引による調達

B社の本社工場に隣接して、拝見場といわれる荒茶の斡旋所があり、地域の斡旋人がサ

ンプル見本を持って参集する。一人の斡旋人が幾つかの荒茶工場の現物見本を数種持ち寄る。拝見場に参集する斡旋人は数十人に達し、見本も膨大になる。取引見本がおかれ、仕上り、形状、色、風味、光沢、香りなどが吟味される。

拝見場では、仕入れ責任者が品質に応じて値決めをおこなっていく。この情報は斡旋人を通じて、産地の集出荷場に伝えられ交渉が行われる。条件が折り合えば取引成立となり、現物が搬入される。こうした取引がシーズン中は毎日繰り返され、早朝から仕入れがおこなわれる。製茶加工業にとって、原料である荒茶の品質と仕入れが最も重要な要素となる。

## 5 後発産地における統合化の動向

### (1) 荒茶工場との連携

鹿児島県のような後発産地では、生葉の生産においては、土地基盤を整備し低コスト生産を進めている。例えば知覧町の垂水地区茶生産団地などは、県内有数の規模を誇り、乗用型の大型機械での摘採がおこなわれている。乗用型大型機械は生産者が共同で出資する荒茶工場が保有しており、集団経営による運営がおこなわれている。

地域には、生産組合や有限会社、個人の荒茶工場が約40ほど存在し、摘採された生葉を荒茶工場に搬入し、一次加工をおこなう。茶は摘採後すぐに荒茶にしないと品質が劣化するため、生産者と荒茶工場は緊密な連携関係にある。

### (2) 荒茶の販売

荒茶の販売は、専ら鹿児島県茶市場を通じて、茶市場の入札業者を通じ実需者に販売さ

れる。鹿児島県茶市場の入札は、見本ごとのバーコード入札取引によりおこなわれている。鹿児島県茶市場は、荒茶の物流センターとなっており、各荒茶工場は現物を同市場に搬入する。

茶の後発産地として、全国的に一定の評価を獲得し生産を拡大していくためには、共同組織による集団化が不可欠であった。生産から加工、流通の一連の流れにおいて、知覧町、農業改良普及センター、JAが深く関与している。特に知覧町の場合、茶業振興会の役割が大きく（注5）、地域の茶業振興の全体計画を策定し実践するうえで主導的役割を果たしてきた。

（注5）知覧茶業振興会には、加工部（荒茶工場）、栽培部（生産者）、流通部（問屋・小売業）、青年部（後継者）、婦人部（女性組織）、銘茶研究会（銘柄茶の普及・開発）、機械化研究部（乗用大型機械の改良）の各部会が置かれ、各組織が連携して地域としての茶業の確立に取り組んでいる。

### （3）茶系飲料の原料供給

いま一つ注目すべき背景は、系統果汁工場の清涼飲料パッカー化の進展である。茶系飲料の製造は、OEM製造が主体で、委託者である飲料メーカーによる指定原料を使用しており、県の連合会などが運営する茶業・流通センターなどから調達している。C茶業センターの場合、仕上茶製造と販売をおこなっている。荒茶を仕入れ、リーフ茶を製造するとともに、茶系飲料用の原料となる仕上茶を製造し、原料を供給している（注6）。

後発産地においては、管内で生産された荒茶の一元集荷、多元販売が主体である。自園

自製や共同工場で製造された荒茶は、茶業・流通センターに集荷され荷受される。荷受毎にサンプルが採取され、格付け、審査がおこなわれ評価される。格付された同一品種の茶は等級毎に冷蔵倉庫に格納される。清涼飲料パッカーの受注を受けて、再製加工にまわされ、飲料原料用に仕上茶が製造される。

（注6）飲料向茶葉原料の供給では、商社と系列関係の強い三井農林、朝日茶業、丸紅食料などの取扱いが多いとみられる。

## 6 荒茶流通の課題

### （1）価格形成の課題

茶市場は、茶の円滑な取引をはかり、生産、流通の活性化をはかる役割を担っている。流通構造や時代の変化に伴い、市場機能も変化しつつある。しかしながら公設市場の最も重要な機能として価格形成と価格情報の公開があり、こうした公益的機能を発揮するための条件整備が不可欠である。

近年の独占禁止法適用の考え方は、むしろ集中を排除しない傾向にある（注7）。しかし荒茶取引における価格形成は、荷口単位におこなわれており、売り手は小規模な荒茶工場・生産者である。一方、市況を左右するような特定実需者の取引は独占禁止法の理念に反するものである。店頭小売価格から逆算して、原料価格を決める考え方は、市場の価格形成には馴染まないものである。特定実需者による調達は、むしろ斡旋取引や市場の価格形成に影響が少ない取引形態を主体に考えるべきである。

（注7）この背景には、米国の独禁法政策におけるシカゴ学派やコンテストビリティ理論の考え方が影響している。

## (2) 品質評価の課題

市場流通は、取引の効率化や情報化という方向にある。荒茶取引は、取引単位が小さく流通コストが高くなるという課題があった。

しかし農産物の評価には品質という要素が非常に重要である。荒茶取引は品質による価格差が大きく、品質の評価が市場価格に反映している代表的な農産物といえる。荒茶取引において、品質が適正に評価されてきたのは、見本取引により買い手や仲介者が、品質を見極め値決めするという商慣行が形成されてきた結果といえる。そのため同じ荒茶工場で生産させた荒茶であっても、買い手や取引日等によって価格が異なり一物多価的要素が強い。

これに対し、特定実需者のニーズは、均一な品質、安価な原料調達、大量流通を志向する。元々、荒茶の取引においては、小口取引による茶商や中小加工業者の実需が主体であった。こうした実需の両極化が混在しているところに課題があり、流通面での棲み分けをはかる施策が求められる。

## (3) 地方市場の活性化の課題

荒茶を原料とする仕上茶の場合、大きくいって流通銘柄と産地銘柄が形成されており、銘柄茶は国内産地と深く結びついてきた。しかし、大手業者による仕上茶流通は、量販店を通じての大量販売を志向しており、荒茶の仕入れも大型化している。これは、地域と結びついてきた地方市場の存在を脅かす結果となっている。

地方市場による取引は、荷口ごとに品質が異なり、品質重視を志向してきた地元加工・流通業者のニーズに適合したものであった。

特に地域特産的な農産物については、大量流通とは異なる流通の仕組みが重要である。また荒茶を含め地域農産物や特産物の地方市場上場は積極的に進められるべき課題といえる。

## 7 むすび

伝統的な荒茶取引においても、流通や消費者購買行動の構造変化に伴う影響が否応なく押し寄せてきている。これに対し、産地や加工業者、流通業者の構造改革が求められており、国内産地や中小零細業者は厳しい現実に直面している。特に特定実需者の影響力が非常に大きくなっており、中小零細業者の特色が出せなくなっている。

中小零細な加工・流通業者と大手の特定実需者のニーズは異なるものであり、異質な要素が流通機構に混在している。本来、特定実需者向供給は、加工原材料対策として実施されるべきであり、生産、加工・流通を全体として把握し、施策を構築する視点が求められよう。

(鴻巣 正)

## 田園将（まさ）にあれなんとす

帰りなん いざ

田園将にあれなんとす

（「帰去来の辞」 陶淵明作）

菊を采（と）る 東籬（とうり）のもと

悠然として 南山を 見る

（「飲酒 其五」 陶淵明作）

分け入っても 分け入っても 青い山

（「句集 草木塔」 山頭火作）

陶淵明（紀元365～427）は六朝時代、中国の詩人。下級貴族の家に生まれ、不遇な官途に見切りをつけ、41歳のとき「帰去来の辞」を書いて、故郷の田園に隠棲した。

第二詩「飲酒 其五」は、「東の垣根のもとで、菊を採り、悠然として 南山（名山として知られる廬山）を見る」という心境を歌っていて、古来田園生活の理想を現した詩とされる。

第三詩は、明治から昭和の放浪の俳人、種田山頭火の句である。山に分け入り、分け入る。人生に分け入るように。その哀しさが共感を呼んできた。

もうひとつ。ノーベル賞作家の大江健三郎氏は「人が死ぬと魂は古里の森の樹の根元に帰り、しばらく休んでまた生まれてくる」という彼の地方の伝承をいくつもの作品のなかで美しいイメージとして結晶させている。これらには、魂が帰ってゆく場所としての田園や山が見事に描かれている。

だが、待てよ。このような山々が、田園が、今の日本に残っているのか？

中山間の田園には、「山が降りてくる」という現象がおこっている。高齢化と収入減、労働力の減少により、耕作放棄された田畑が山に帰ってゆくのである。

一方山林は、これも同じ理由により、手入れのされない施業放棄林となり、荒れた山に変わってゆく。ここ2年間、林業の盛んな6地域で、比較的大面積の山林所有者（平均29ha）約900世帯の農林家にアンケートを実施した。面積にして2割前後の山林が施業放棄されていることが分かった。また、統計によると、20～500haの中・大規模山林所有者層（平均48ha）世帯の1年間の林業平均所得は1戸あたりわずか26万円（2000年）である。しかも、そこには労働力の9割を占める自家（家族）労働がコストとして換算されていないと考えられる。実質大赤字である。

森林・林業危機が言われて久しい。山を、森林を守ろうとする具体的な動きも出てきた。高知県では2003年4月から、「森林環境税」が発足したし、岡山県でも2004年4月から「おかやま森づくり県民税」がスタートした。

山林はわが国国土の体幹であり、背骨である。国土の67%を森林が占める世界有数の森林国である。

だが、今、「帰るべき田園は、山は、荒れている」。私たちの民族の魂はどこに帰ればいいのか？

誤解を恐れずに言えば、私は「研究者」ではない。若い頃は年に何十回も山林調査に入った「実務者」だ。この文章も「研究者のものとは思えない」かも知れない。しかし、許されよ。山を大切に思う気持ちは人一倍強いのだ。「山をどうにかしなければ！」「ひとりでも多くの人々に森林・林業の危機的状況を訴えなければ！」と日々思っているのである。それが私の研究の視点である。

（秋山孝臣）

## 綾の照葉樹林

### 1 照葉樹林とは

熱帯から亜熱帯、暖温帯にかけての湿潤地帯には、常緑で広い葉をもつ常緑広葉樹林が出現する。熱帯から亜熱帯の常緑広葉樹が一般に大型で薄い葉をもつものに対して、暖温帯の常緑広葉樹は小型で厚い葉をもつ。また、葉の表面がロウ質の発達したクチクラ層で被われ、陽光を受けるとテカテカ光ることから「照葉樹」とも呼ばれている。

照葉樹は、主に東アジアの夏雨型（夏に雨が強く、温暖多湿となる）の暖温帯湿潤地帯に出現する。照葉樹林を構成する主要な樹木は、ブナ科のシイやカシ類、クスノキ科のタブノキ、ツバキ科のヤブツバキやサカキなどである。このなかであってヤブツバキはもっとも冬の寒さに耐えることができ、日本の広範囲の地帯に分布していることから、照葉樹を代表する樹木と言うことができよう。

照葉樹林は低地を中心に古くから人間による干渉を強く受けてきたため、原始林に近い照葉樹林は極めて少ない。我が国では主に九州南部に残存しているのみで、その面積も極めて狭く、また急峻な地形下にあるものが多い。原始状態で比較的まとまった面積で残存している照葉樹林としては、鹿児島県の屋久島、宮崎県の綾町周辺、長崎県の対馬などがあげられる。

### 2 照葉樹林は日本文化の原点

一般に日本文化の起源は言語や民族、考古学など様々な角度から論じられてきた。そう

したなかであって照葉樹林文化論は、植物生態と民俗文化を結び付けたユニークなものである。

照葉樹林帯と呼ばれる森林地帯は、ヒマラヤの南麓部からアッサム、東南アジア北部の山地、中国雲南省の高地、更に揚子江の南側の山地を経て、日本列島の西南部と東アジアの暖温帯の一带に広がっている。

これら照葉樹林帯には多くの民族が住んでいるが、その生活様式の中には、多数の共通する文化要素が存在している。中国の南部には広大な照葉樹林帯が広がっているが、この地方の農山村の風景から食生活にいたるまで、日本の照葉樹林帯の農山村のそれにびっくりするほど類似しているという。即ち山の植生は、カシ、シイ、クス、タブそして草にいたるまで似ている。そして、その中で営まれている生活文化—餅、お茶、酒類、しょう油、コンニャク、納豆、絹の文化まで酷似しているのである。また漆の文化も照葉樹林帯に共通する特徴である。麴を使ったお酒、みそ、しょう油、それからねばねばした餅・納豆の文化もすべて照葉樹林に源を発しているのである。

古来日本の古里に点在する鎮守の森、この森の大半を形成しているのも、シイやカシ、タブノキといった照葉樹である。その土地とそこで生活する人々を鎮護する神を敬い祝う祭りの文化も、照葉樹林の鎮守の森から誕生したのである。

照葉樹林文化の歴史は古く、稲作文化に先行するという。要するに照葉樹林文化は縄文

時代・弥生時代よりも早い日本文化のルーツ、原点と考えることができる。照葉樹林文化は日本らしさや日本がどこから来たのかといういわば日本伝統文化の原点、基層を物語り示唆していると言えるのである。

### 3 綾の照葉樹林

宮崎県綾町の照葉樹林は、中心部（コアゾーン）の面積約1,700ha、周辺部（バッファゾーン）を加えると約3,500haで国内最大規模となっている。また、暖温帯では世界の北限に位置すること、あるいはこれほどまとまった規模の樹林は他にないことなどから、世界的にみても大変貴重な存在となっている。

綾の照葉樹林は、90種以上の植物種から成っており、その多様性を誇っている。その生態系は、三段階の素晴らしい林相を保っている。即ち、カシ、シイ、タブ、クスなど8m以上の高木樹林。ヤブツバキ、ヤマモモ、ユズリハなど3～8mの亜高木。そして山ツツジ、サカキ、サザンカなど3m以下の低木に分かれ、美しい景観を呈している。またニホンカモシカの生息地南限にあたり、クマタカやイヌワシ、アカショウビンなどの希少動物も生息するなど動植物の宝庫ともなっている。

今でこそ世界遺産登録候補地選定の最終選考に残るなど、その価値は高く評価されているが、かつて伐採の危機に瀕したことがある。国が国有林部分の伐採を決めたことによるが、これに対し当時の郷田町長が行政面から町が保護することを主張、これを阻止し、危機を乗り切ったのである。

その後昭和60年に、綾町は「照葉樹林文化都市宣言」を行うに至る。宣言の具体的内容は次の3箇条である。

- ・照葉樹林文化について深い理解を持つように努めます。
- ・照葉樹林文化に関する生産や生活の伝統的様式を大切に保存します。
- ・照葉樹林文化が持つ内容を現代的に生かすようにします。

郷田氏は、照葉樹林の保護、保存行政を推進するだけでなく、照葉樹林文化における食生活文化を自然生態系農業として受けとめ、今日では常識化した有機農業による里づくり行政を実践したのである。郷田氏の考えはその後も受け継がれ、綾町では照葉樹林の自然生態系を保護し樹林を守ることを目的に、照葉樹林文化を考えるシンポジウムを毎年開いている。

かつて「夜逃げの町」と言われた綾町に今では年間130万人もの観光客が日本の原風景を求めて訪れる。隠れた自然保護の学習地となっているのである。

世界的に貴重な森林として評価を受ける「綾の森」が現在、保護（世界遺産登録）か開発（電力会社の鉄塔建設）かのはざまで大きく揺れている。世界遺産登録を目指した市民運動は活発で、「10万人署名運動」は所期の目標を突破した。また保護の重要性がテレビニュースの全国版で取り上げられるなど、その関心は大きい。しかしその一方で既に一部鉄塔建設は始まっている。「電力の公益性を優先するのか」それとも「世界的にも希少価値である森とその景観を守るのか」、賛成、反対の議論は尽きない。またその是非は早計には結論付けられないが、一度崩れたものを元に戻すことは容易ではない。その点を肝に銘じ慎重に事を進めることが必要であろう。

（細田治彦）

## 『本音主義 農家が語る農業界への直言、苦言』

太田竜一著（農村報知新聞社）

### 1 怪奇な書である

B 6 版123ページの小さな本だが、不思議な雰囲気漂わせている。表紙は黒地に白抜きで「本音主義」と大書したシンプルなもの。

「太田竜一」はペンネームなのだそうだが、著者自身、謎に満ちている。巻末の「著者プロフィール」には、「昭和39年 某県生まれ、62年 某農業系大学卒業、同年 就農、平成4年 米の産直を開始」とのみ書いてある。しかし、そのあとについている「講演会のご案内」によれば、「自己責任でこんなに変わる農業経営」「お客様に応える農業経営」「農業者よ、起業家を目指せ」等のテーマで講演活動もしているらしい。

この本は、著者が『農村報知新聞』（03-3523-1975）に連載したコラム「太田竜一の俺に言わせろ！」をまとめたものである。

山下惣一氏が「発刊に寄せて」の中で、なぜペンネームなのか？として、「なるほどこれは仮面でなくては書けない。……ウソで固めたこの世の中では本当のことをいっちゃあいけないのである。」と書いている。副題にもあるとおり、まさに全編が直言・苦言に満ちており、目次にはていねいにも、★から★★★までの「過激度メーター」が付してある。

### 2 快書にして貴書である

それにしても、このように一気に読ませてしまい、爽快な読後感を覚えさせる本も珍しい。

生産者の顔が見える米作りについて、補助金について、農政について、視察研修について、加工について、輸入米について、規模拡大について、等々、「直言」は幅広い範囲に

及んでいる。具体的な内容は実際に読んでいただくこととして、ここでは、過激度★★★の項からいくつか見出しをご紹介します。

「金を出すこと」＝「守ること」になるのか？

諸悪の根源は被害妄想にあり！

農政分割民営論

農地は国民のためにある

「ラララ無人君」より怖い「営農貸越」  
省力化しても「イーミナーイジャーン」

農薬消費拡大的営農指導

補助金は誰を補助してる？

……

勝手に解釈させていただくと、補助金や農政自体を全否定しているのではないと思う。「我々農家自身の意識を改め直すこと」から始めなければならない、それが今一番欠けているのだ、ということが、著者の最も言いたいところであろう。

農業や農政が大波の中で変わろうとしている今日、求められるのは、本音で考え、議論することである。そういう意味で、本書は極めて今日的な、貴重な書であると思う。

なお、文中突然、JAバンクの白瀬泰三君が二度ほど出てきて緊張させられたりするのですが、農協についてはあまり言及がない。いつか、農協についての直言・苦言もお聞かせいただきたいものだと思う。

また、同じ新聞社から出版されている筋金入りの農業経営者4名によるシンポジウムの記録『新しい農業経営者像を求めて』もいい。あわせてお読みになることをお勧めする。

（2002年10月 税込み1,260円 123頁）

（石田信隆）

## 野菜を巡る動向

わが国の野菜の消費量は、1960年代初頭から1人年間110kg程度で安定的に推移していたが、1990年代に入ってから減少傾向をたどり、2002年度では96.6kgと10年間に9%を超えて減少した。これは消費者の健康志向等から黄緑色野菜は増加傾向にあるものの、大根、白菜などの重量野菜が減少していることに起因している。

国内生産量は1980年代半ばまでは1千6百万トンを超えるほどの戦後のピーク水準にあったが、その後は長期的低下傾向にある。これらは、生産者の高齢化や労働力不足、生鮮野菜等の輸入増加による国内価格の低迷等が要因となっている。

一方、野菜の全体輸入量は、1987年に100万トン、2000年にはついに300万トンを超え、国内生産量の2割強に匹敵する量となった。

もっとも、2002年には残留農薬問題の影響等から生鮮野菜を中心に大幅減となり、前年比11.6%減の266万トンとなっている。

輸入野菜のうち、最も多いのが生鮮・冷凍以外の「その他野菜」（調製野菜、塩蔵野

菜等）で、次に生鮮野菜、冷凍野菜の順となっている。生鮮野菜では、たまねぎ（中国、アメリカ等）、かぼちゃ（ニュージーランド、メキシコ、トンガ等）、ブロッコリー（アメリカ、中国等）、ごぼう（中国等）が多く、冷凍野菜では、ばれいしょ（アメリカ、カナダ等）、えだ豆（中国、台湾等）、さといも（中国等）、スイートコーン（アメリカ等）、ミックスベジタブル（中国、アメリカ等）が多くなっている（2002年、数量ベース）。

農業総産出額に占める野菜の割合は、1990年代以降おおよそ4分の1程度で推移しており、稲作、畜産と並ぶ基幹部門としての役割を果たしているが、輸入増加と生産量減少という状況の中で、生産・流通にわたる構造改革の取組みがなされている。

（藤野信之）

（参考文献）農水省「平成14年度 食料・農業・農村の動向に関する年次報告」

野菜の国内作付面積・生産量・消費量の推移

	単位	1975年	80	85	90	95	2000	2002
作付面積	千ha	547	559	551	531	588	540	540
生産量	千ト	15,674	16,470	16,455	15,740	14,608	13,670	13,266
消費量(1人1年)	kg	109	112	111	108	106	102	97
野菜輸入量	千ト	230	495	866	1,551	2,628	3,002	2,655
その他野菜	千ト	166	247	562	945	1,312	1,258	1,098
冷凍野菜	千ト	25	141	180	345	578	773	748
生鮮野菜	千ト	39	107	124	261	738	971	809

資料：農林水産省「食料需給表」、「野菜生産出荷統計」、野菜供給安定基金「野菜輸入の動向」